健康保険 傷病手当金 (付加金) 請求書 ①(第 回)

1枚目/2枚中

												常務理事	-	事務	長	担	l当者	
の請求	え書は2枚	組です。担	当医および	事業主の	り証明を受	きけると:	きは、必	ふず2枚揃;	えて提出し	てくださ	زر _ا ،							
屋山	4年月日			 年				Л								l		
被②								3										
保	被保険:		記号	社	番号(従業	貝番号	;)	_	リガナ) 名								E	
険 <u></u> 者	事業所	 f名称	<u> </u>							5	生年月	月日			年	月		
情⑥報	 住所及び 番号	電話	=									電話						
TIX TO		名								発症ま <i>†</i> 負傷年月			4	 年	月	日	当日頃	
傷 ⑨ 病	傷病の原	京因	私傷病	第:	三者行為) (交通事	故) (労災の			補償給	付受給口		労災請求		
の ^⑩ 伏	発症の 又は負 原因を	傷の		- See Aug (
況 ①	派長のた	 :めに休ん 求する期間				年	月	日 t	ら		:	 年 月	日	まで			E	
	①の期間	の報酬を	·受けました 、積立休日					受けた	受	けられる)	受けない	受	きけられな	(1)			
₹ 🗓			未受給 請求中 受給中 * 受給中の場合は→								宇厚生	上年金 障	害手当	i金	※ 巫 & +	の場合に	/+=7:5	
か 也	障害厚生 又は障害	手当			中の場合った)傷痕	給									添付して			
カ	金を受給ますか	してい	受給中又は申 基礎年金 請中の場合の					号 支給開始			台年月日 ※受給中のみ記入			受給額(年額)			※受給中のみ	
在 忍			基礎年金								年	月	日					
事	老齢又はを事由と		未受給	1) (1	青求中	受給	中)	※ 受給中	の場合は記	正書の写	しを添り	付してください。						
項	的年金をしています	ナか	受給中ス 請中の場 基礎年名	易合の		基礎年	金番	弓	支給閉	開始年月	月日 》 年	※受給中のみ記入 月	日!	受給額	(年額)	※受給	中のみ	
15)					<u></u> 田 人と完.	め 復り	宝子 坐	<u> </u>	司仕加全	の召領	-	 E任します。	П					
手 当	【被保険者 する場合】 座へ振	当が受領 (給与口	1216 1 7 1	ET210		波保険			ᄞᄭᄺᅑ	♥ 文 収	71 6 3	E II O & 9 .				(FI)		
صا ا	被保険者	5以外	(フリガナ)							住	₹							
	が代理で受領する	場合	氏 名	- /+ /=					a	所等								
受 頂	は代理人	(0)	被保険者とまたは身分									電話						
方	振込希!	望口座	金融機関 名 称	J						信組農協						本店支店	支出引	
去 【被保険者以外が 請求する場合】(⑥		口座種別 当座 普通 口座番号(右寄せ)											ゆうちょう 右欄に原					
等	関口		口座名義 (カタカナ)															
															受付	日付印		
支	給額		千			付付	t定給付	-			円円							
支	給日		年	月			整減額				円							
支給	法定	年	月	日	~		年	月	日		日間							
期間	付加	年	月	日	~		年	月	日		日間	事業主提出日						
	額決定 遊とな			資格 喪	年 ——— 年		日日	前解終	年 ——年	月	B		年	月	E	1		
る報画	州月 額		千円	7.7				11/2		月	日							

事業主の証明に 第1回目の申請のときは、その期間の出勤簿等の写しと賃金台帳等の写しを添付してください。また、2回目以降であっても、その申請 関するお願い 期間 (月度) において一部でも報酬支払があるときや前回の申請期間と継続していないときも同様の書類を添付願います。

関す	るお願い	期間(月度)	におい	て一部	3でも報酬	酬支払	がある。	ときやす	前回の申	請期	間と継続	売して	いない。	ときも同	司様の割	書類を	を添付原	顔いま	す。		
	務に服さな った期間				年	F	1	日	から			4	Ŧ.	月		日言	まで				日間
2 上0	の期間につい		 〇、有約	—— 給·積ː	 立休暇(:	報酬支	を払いの	りあるか		△、公	休は公	、欠茧	かは/で	 ご、それ	ぞれま	長示し	てくだ	さい。	년	出勤	有休積立
	年	月 1 2 3																	31		
	年																		_	日	E
*	· ·	月 1 2 3																	_	日	E
事 	年	月 1 2 3	4 5	6 7 8	8 9 10	11 1	.2 13	14 15	16 1	7 18	19 20	21	22 23	24 25	5 26	27 2	8 29	30 3	31	日	E
業	年	月 1 2 3	3 4 5	6 7 8	8 9 10	11 1	2 13	14 15	16 1	7 18	19 20	21	22 23	24 25	5 26	27 2	8 29			日	E
È		期間			月度				月度			F	度			F	月度	Ø	· 給		日給
が	区分		/	~	~ /	·	/	~	/		/	~	/	,	/	~	/		与	(E	給月給
し上 11 たの		貴給				円				円			F	7				円	の 種	(月俸
(期	日給また	は月俸				円				円				<u>-</u>				円	類		その他
月 す間 るに	1)																(7	-の他の:	場合は、	具体的に
す 〜対						円				円				7				円			
報し る 酬で		,				円				円			F	<u> </u>				円			
内支 訳給						円				円			F	<u> </u>				円			
	` <u> </u>	計				円				円			F	7				円			
2		支払い・証明																			
3		補足事項等														—					
上の	とおり相違な	いしとを証	明しま	9 。														:	年	月	日
	事業所の	所在地																			
	事業所の	名 称																			
		氏名												A							
	尹未工"	八八石												_							
														電話							
A									B												
悬	是者氏名									傷病	i名										
© 774							(当日		発症	(D)		- // / /	BB 1 / 5								
	病又は負 の年月日			年	月	E	3)==:	1=	====		療養の		開始年 ける初言					:	年	月	日
寮 <mark>傷</mark>	•> /) [頃	-1	負傷	(F) -			ן נקוש ז								
箋 労	務不能と			年	月	E	=				E®にお ける入院				年		月	E			
2	めた期間			年	月	E	3				明間				年		月	E	1		
亘 ^⑥ 上(®における				\oplus		費用の	PII (健保		自費) (その作	p (I		云 帰			治癒		繰越
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	療実日数			F	日間	原食	●川()	נימ (公費)()	#4	7 1,441,			中止		転医
当 _①	(Eの期	間中におけ	る「主力	こる症状	状および	「経過」	」「治療	内容、	検査結	課、沒	療養指導	導」等	を詳し	(記入原	顔いま	す。					
き 傷病																					
医 の																					
主																					
护 症 状																					
\mathfrak{D}_{ℓ} .																					
意 経過	症状の	経過からみ	て従来	の職利	重につい	て労務	务不能。	と認め	られた	医学的	所見を	記入	願いま	す。							
■ 概																					
安																					
٠																					
p ,																					
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□							_				人工肛	門)(人工関	節	(人	工骨頭	00	心臓ペ	ニースメ	一カー)
	は人工臓器を 動したとき	装着	盲日			年		月	B	種類		人工透	析	その他	5)
	<u></u>	こことを証		 ਰ																	
	このプロ母々	~~~~配	うりしみ	10														-	年	月	日
3	医療施設の) 所在地																			
	医療施設の) 名称																			
	医師 0													(FI)							
	ران⊑ حصر	, 10 T												9							

電話